

1. 民事訴訟・民事調停・遺産分割調停事件及びそれらの事件の示談・和解の交渉

※割合（％）は経済的利益を基準とする。

経済的利益の額	着手金（税別）	報酬金（税別）
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	3%+69万円	6%+138万円
3億円を超える場合	2%+369万円	4%+738万円

※民事訴訟・民事調停・遺産分割調停事件を提起する場合は、いずれも、着手金の最低額は**30万円**（1～2回の審理の見込）または**50万円**（3～5回の審理の見込）とする。